

被扶養者認定規程

第1条 (目的)

この規程は、健康保険法第3条第7項の規定による被扶養者の認定について具体的事項を定めることを目的とする。

第2条 (被扶養者の範囲)

被扶養者の範囲は次のとおりとする。

主として被保険者により生計を維持され日本国内に住所を有する次の者（但し国内居住要件には例外あり）。

- (1) 直系尊属（養父母を含む）
- (2) 配偶者（内縁を含む）
- (3) 子（養子を含む）
- (4) 孫
- (5) 兄弟姉妹

2 被保険者と同一の世帯に属し主としてその被保険者により生計を維持される次の者。

- (1) 被保険者の三親等内の親族（前号に記載した者を除く）。
- (2) 内縁の配偶者の父母及び子。
- (3) 内縁の配偶者の死後、引き続き住居家計を同じくしているその父母及び子。

第3条 (認定の基準)

第2条に記載した「主として被保険者により生計を維持される者」とは、常態として継続してその生計費の半分以上を被保険者が負担していなければ被扶養者となるべき生計維持関係はないものとみなす。また、認定対象者の生計維持関係を判定する収入額については、保険局長等の通知に準ずるものとする。

2 前記により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

第4条 (同一世帯・住居・家計の定義)

第2条に記載した「同一世帯に属する」とは、住居及び家計を共にすることであり、住居を共にするとは、常態として継続的に同一家屋内において生活していることをいい、家計とは一家の生計を維持するために行なわれる家庭経済の単位をいう。

第5条 (収入の定義)

以下の恒常的な収入を「収入」とする。

- (1) 給与収入（通勤交通費等の非課税収入及び賞与を含む）
- (2) 各種年金収入（厚生年金・国民年金・公務員等の共済年金・農業者年金・船員年金・石炭鉱業年金・議員年金・労働者災害補償年金・企業年金・各種の恩給・自社年金・非課税扱いの遺族年金・障害年金等）

- (3) 事業収入（農業・漁業・商業・工業等自家営業に基づく所得。また保険の外交等自由業に基づく所得）
- (4) 不動産収入（土地・家屋・駐車場等の賃貸収入）、利子収入（預貯金・有価証券利子等）、投資収入（株式配当金等）
- (5) 健康保険の傷病手当金・出産手当金等の休業補償費
- (6) 雇用保険の失業給付、育児休業給付金、傷病手当金
- (7) 被保険者以外の者からの仕送り（生計費・養育費等）
- (8) 雑収入（原稿料・印税・講演料等）
- (9) 日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金、司法修習生の修習資金の貸与
- (10) その他継続性のある収入（譲渡収入等）
- (11) 自営業者、農業所得、不動産所得は総収入から健保組合が認めた必要経費を差し引いた所得額

第6条（被保険者の帰属）

同一家族内に扶養能力のある者が2人以上ある場合には、収入の額によって家計の主体となる者を判定し、原則としてその者に被扶養者を集中させる。

- 2 夫婦共同扶養の場合は、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として、年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。）の多い方の被扶養者とする。
- 3 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

第7条（扶養に関する事実の立証義務）

被保険者は、認定を受けようとする家族が被扶養者の要件に該当することを、文書をもって立証しなければならない。

- (1) 被保険者との親族関係
- (2) 生計維持の関係
- (3) 第2条第2項該当者については同居の関係
- 2 満18歳以上満60歳以下の通常就業年齢にある者については、就業ができない事情または就業していない旨の事実を立証しなければならない。
 - (1) 学生の場合 — 在学証明書
 - (2) 病気の場合 — 医師の診断書または証明書
 - (3) 身体障害の場合 — 身体障害者手帳の写し、或いは、医師の診断書または証明書
 - (4) 無職の場合 — 市町村の無職扶養証明書（非課税証明書、所得証明書等）
 - (5) 退職の場合 — 直近6ヶ月分の給与明細書の写しおよび退職証明書、または雇用保険離職票（雇用保険未加入者は、その事実を記入した退職証明）の写し、失業給付受給中の場合は雇用保険受給資格者証の写し
 - (6) パート・アルバイト勤務 — 労働時間、労働日数、時給等を明記した雇用主発行の場合雇用契約書の写し、または、給与明細書（直近3ヶ月以上）の写し
- 3 被保険者とは異なる核家族の構成員であって、被保険者とは世帯を異にしている家族に

については、次の事情または事実を立証しなければならない。

- (1) 送金または生計費支弁の事実（3ヶ月以上の生計費送金実績証明）
- (2) 扶養義務の先順者または同順者があるときは、それらの者に扶養能力がないか、または、扶養できない事情或いは扶養していない旨の事実。

第8条（被扶養者資格喪失の届出義務）

被扶養者の就職、婚姻、離婚、死亡、卒業等で扶養事実消滅の場合は、被保険者は延滞なく組合の所定の様式により届け出なければならない。

- 2 前項後段の届出を怠ったために生じた資格喪失後の給付は、被保険者が負担しなければならない。

第9条（不正利得の徴収）

被扶養者が事実と相違した申請をなし、被扶養者の認定を受けたことが判明したときは、被扶養者の資格を取り消し、既に支給した給付があった時は、その全部、または、一部を徴収する。

第10条（認定の効力）

認定の効力は認定のあった日より発生する。ただし出生はその事実の発生した日、死亡はその事実の発生した日の翌日に遡及することとする。

第11条（被保険者等からの暴力等を受けた者に係る被扶養者認定の取扱い）

被扶養者が被保険者からの暴力等被害を理由として、被扶養者から外れたい旨の申告がなされた場合には、「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」（令和3年3月29日付け保保発0329第1号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づく必要な手続きを経て、被保険者自身から被扶養者を扶養から外す旨の届が出されていなくても、被扶養者から外すことができる。

- 2 前項において、当該被害者に同伴している者についても必要な証明が行われている場合においては、当該同伴者についても被扶養者から外すことができる。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。